

ユニット型介護予防短期入所生活介護生活介護  
契約書別紙（兼重要事項説明書）

令和6年8月1日 現在

1 事業の目的と運営方針

事業者は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、介護予防短期入所生活介護サービス計画（以下、「サービス計画」といいます。）に基づき、利用者の心身状況に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように、また利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮していきます。事業者はユニット型を採用し、原則利用定員（10室（10名）以下）をひとつの生活単位（ユニット）として、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスとして、ユニットごとに専用の居住空間と専任の職員を配置することにより、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することを目指します。

サービスの提供場所である「特別養護老人ホーム第二長生共楽園ひめはる」では、当該サービスのほか、「ユニット型指定短期入所生活介護」「地域密着型指定介護老人福祉施設入所者生活介護」サービスを提供する事業が併設されています。また、特別養護老人ホーム長生共楽園に設備の一部を共用し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、茂原市、地域包括支援センター、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 施設の概要

施設の名称	特別養護老人ホーム 第二 長生共楽園 ひめはる
施設の所在地	千葉県茂原市下永吉2, 667番地5
施設長氏名 管理者（職）氏名	和田 実佳 (施設長) 和田 実佳
電話番号 (FAX番号)	0475-20-2288 0475-20-2287
事業の種類・利用定員	ユニット型介護予防短期入所生活介護（併設型・空床型） 10名（※1）
指定年月日 事業者指定番号	平成26年4月1日 千葉県 1271501957
(併設施設の概要)	
施設の名称	特別養護老人ホーム第二長生共楽園ひめはる (地域密着型介護老人福祉施設)
施設の所在地	千葉県茂原市下永吉2, 667番地5
事業者指定番号	茂原市 1291500054
電話番号/FAX番号	0475-20-2288 / 0475-20-2287
(併設施設がサテライト型居住施設であることによる本体施設の概要)	
施設の名称	特別養護老人ホーム長生共楽園（介護老人福祉施設）
施設の所在地	千葉県茂原市下永吉2, 812番地
事業者指定番号	千葉県 1271500066
電話番号/FAX番号	0475-22-1888 / 0475-24-2206

- (※1)・定員は、介護予防サービス及び居宅サービスの利用を併せて10名です。  
 ・併設する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスにおける入所者の入院及び外泊等により利用しない居室がある場合には、所定の利用要件を満たした場合には定員の数にかかわらず当該居室を利用する場合があります。

※所定の利用要件とは、専用居室が満床であり、かつ利用理由に認知症症状の悪化や介護者の入院などやむを得ない理由などが認められるものであり、利用者（介護保険被保険者）の保険者が茂原市である時に利用が認められます。

### 3 職員体制

職名（法令職種）	配置員数		計	他の事業との兼務状況	備考
	常勤	非常勤			
施設長（管理者）	1名		1名	○	(※1) (※2)
事務員	1名以上		1名以上	○	(※1)
生活相談員 介護支援専門員	1名以上		1名以上	○	(※1) (※2)
介護士（介護職員）	8名以上		17名以上	—	ユニット リーダー含 (※1)
	8名以上	1名以上		○	ユニット リーダー含
看護師（看護職員）	1名以上		1名以上	○	(※1)
医師（嘱託医）		3名	3名	○	(※1) (※2)
機能訓練指導員 （看護職員を再掲）	1名以上		1名以上	○	(※1)
栄養士	1名以上		1名以上	○	(※2)
介護助手	1名以上		1名以上	○	(※1)
看護助手	1名以上		1名以上	○	(※1)

※他事業との兼務は、(※1) 併設地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業 (※2) 本体施設および本体施設併設事業を示します。また、食事提供に係る調理員は、本体施設にて同施設調理員が実施します。

### 4 施設設備の概要

#### (1) 全体の概要および専用居室等

建物の概要		
構造	鉄骨造 2階建て	
延べ床面積	2, 441.93 m <sup>2</sup>	
特別養護老人ホーム(※1)	1, 842.095 m <sup>2</sup>	
(介護予防)短期入所生活介護	599.835 m <sup>2</sup>	
1階(※1)		
火(あかり) ユニット	居室(1人室)	10室
	共同生活室	1室
	台所	1室
	談話コーナー	3室
	介護材料室	1室
	トイレ	3室
	汚物処理室	1室

浴室(※1)	1室	特殊浴槽2機
洗濯室(※1)	1室	大型全自動洗濯脱水機・乾燥機
看護室(※1)	1室	
その他		
事務室	1室	1階
相談室	1室	1階
イベントホール(面会室)	1室	2階
エレベーター	1基	—

※1 施設設備は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業と一部共用となります。浴室、洗濯室、看護室は、同階層の併設地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業の1ユニットと共用です。浴室の特殊浴槽は、それぞれ個別浴槽となります。

※2 居室の標準設備：介護ベッド・寝具一式・ナースコール・洗面・エアコン・クローゼット・カーテン

(2) 併設する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの設備概要

1階(1ユニット)(※1)			
山(やま)ユニット	居室(1人室)	9室	※うち特別室1室
	共同生活室	1室	
	台所	1室	
	談話コーナー	2室	
	介護材料室	1室	
	トイレ	3室	
	汚物処理室	1室	
2階(2ユニット)			
風(かぜ)ユニット	居室(1人室)	10室	※うち特別室1室
	共同生活室	1室	
	台所	1室	
	談話コーナー	2室	
	介護材料室	1室	
	トイレ	3室	
	汚物処理室	1室	
林(はやし)ユニット	居室(1人室)	10室	
	共同生活室	1室	
	台所	1室	
	談話コーナー	2室	
	介護材料室	1室	
	トイレ	3室	
	汚物処理室	1室	
2階(2ユニット)			
浴室(※1)	1室	特殊浴槽2機	
洗濯室(※1)	1室	大型全自動洗濯脱水機・乾燥機	
看護室(※1)	1室		

※1 施設設備は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業と一部共用となります。浴室、洗濯室、看護室は、同階層の併設地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業の1ユニットと共用です。浴室の特殊浴槽は、それぞれ個別浴槽です。2階は、併設地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業専用です。

※2 居室の標準設備：介護ベッド・寝具一式・ナースコール・洗面・エアコン・クローゼット・カーテン

## 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスの内容

### (1) 基本サービス

#### ① サービス計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、サービス計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。サービス計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。事業者は、計画作成について介護支援専門員に行わせます。

#### ② 居室

居室は、全て個室です。特別な場合を除いて1居室1名の利用となります。利用に当たり、居室を選択することは出来ません。また、利用開始後に居室の変更を実施する場合があります。

#### ③ 食事

栄養士の立てる献立表により、また医師の指示により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。また食事はできるだけ離床して、生活リズムに合わせて食べていただけるように配慮します。

(食事時間のめやす)

朝食 7:45～ 昼食 11:45～ 夕食 17:00～

#### ④ 入浴

1回の利用につき1回以上、週あたり2回～3回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。

#### ⑤ 介護

サービス計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

#### ⑥ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

#### ⑦ 生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関する事等の相談に応じます。

#### ⑧ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応していただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、協力病院、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。(介添えが必要な場合にはご相談ください。遠方の場合には費用がかかる場合があります。)

### (2) その他のサービス

#### ① 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合でご希望の方は、予めお申し出ください。(料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。)

#### ② 日常生活品等の支援

##### ■ テレビの設置、貸与

居室には、テレビの設置がありません。共同生活室に1台設置がありますが、専有での利用はできません。居室へのテレビの設置を実費にて承ります。ご希望の方は予めお申し出ください。

#### ③ 所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、最小限にお願い致します。

#### ④ レクリエーション

年間を通して、施設内外の交流等を目的とした行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。(利用期間中に開催される場合)

## 6 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

■介護報酬告示の額は、以下の通りです。なお、事業者の表示する金額は介護保険の保険適用される料金です。1単位あたり10.33円で計算されます（※1）。

自己負担は原則として1割ですが、介護保険被保険者証に負担割合が記されている場合はその負担割合が適用されます。ただし、利用者が新規または変更等により新たに介護保険負担割合証の交付を受けた場合は、事業者は介護保険負担割合証を確認し、記される有効期間内はその負担割合を適用します。

（※1）について

介護報酬は、1単位10円を基本としていますが、地域間に存在する格差を勘案し、1単位の単価に差を設けるための区分として地域区分が設定されています。地域区分は、地域別、サービス別に分けられています。事業者の設置される地域および区分は、次の通りです。			
施設所在地	地域区分	サービスの種類	地域単価
千葉県 茂原市	6級地	介護予防短期入所生活介護	10.33円

### （1）基本料金（併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（I））

介護区分	1日あたりの単位数	1日あたりの自己負担めやす		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	529単位	547円	1,093円	1,640円
要支援2	656単位	678円	1,353円	2,033円

### （2）31日を超えた連続利用の基本料金（併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（I））

介護区分	1日あたりの単位数	1日あたりの自己負担めやす		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	396単位	409円	818円	1,227円
要支援2	610単位	630円	1,260円	1,890円

\* 「要支援1」の方は、（1）基本料金（併設型介護予防短期入所生活介護）の1日当たりの単位数の75/100に相当する単位数を算定いたします。

\* 「要支援2」の方は（1）基本料金（併設型介護予防短期入所生活介護）の1日当たりの単位数の93/100に相当する単位数を算定いたします。

(2) 加算料金等

	加算料金の名称		加算料金の額（自己負担分）			
			1日/回/月あたりの自己負担めやす			
			1割負担	2割負担	3割負担	
1	身体拘束廃止未実施減算	1日につき	基本単位数の▲1/100			
2	高齢者虐待防止措置未実施減算	1日につき	基本単位数の▲1/100			
3	業務継続計画未実施減算	1日につき	基本単位数の▲1/100			
4-1	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	100 単位	102 円	205 円	308 円
4-2	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月につき	10 単位	11 円	21 円	31 円
5	送迎加算	片道につき	184 単位	190 円	380 円	570 円
6	機能訓練体制加算	1日につき	12 単位	13 円	25 円	37 円
7	療養食加算	1食につき	6 単位	9 円	17 円	25 円
8	認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき	200 単位	207 円	414 円	620 円
9	若年性認知症利用者受入加算	1日につき	120 単位	124 円	248 円	372 円
10-1	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22 単位	23 円	46 円	69 円
10-2	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	18 単位	19 円	37 円	56 円
10-3	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	6 単位	7 円	13 円	19 円
11-1	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき	3 単位	3 円	6 円	9 円
11-2	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき	4 単位	5 円	9 円	13 円
12-1	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（基本料金+各種加算）×140/1,000				
12-2	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	（基本料金+各種加算）×136/1,000				

※「1 身体拘束廃止未実施減算」は、身体拘束廃止のため、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を介護職員等に周知徹底を図り、身体的拘束等の適正化のため指針を整備し、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行い、これらの取組を行っていない場合に算定いたします。なお身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

※「2 高齢者虐待防止措置未実施減算」は、虐待発生又はその再発を防止するため、①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に行い、その結果について、従業者等に周知徹底を図ること、②虐待防止のための指針を整備すること、③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に行い、④①から③までを適切に実施するための担当者を置くこと、これらの措置が講じられていない場合に算定いたします。

- ※「3 業務継続計画未実施減算」は、①感染症や非常災害発生時におけるそれぞれの業務継続計画を策定すること、②業務継続計画書に従い必要な措置を講ずること、これらの措置が講じられていない場合に算定いたします。
- ※「4-1 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）」は、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に関する検討会議を定期的開催し、以前より見守り機器等のテクノロジーを導入しており、1年に1回、業務改善に関するデータを提出している場合に算定いたします。
- ※「4-2 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）」は、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に関する検討会議を定期的開催し、新たに見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入して、1年に1回、業務改善に関するデータを提出している場合に算定いたします。
- ※「5 送迎加算」は、家族の事情等から送迎を行うことが必要な場合に算定いたします。
- ※「6 機能訓練体制加算」は、機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を配置した場合に算定いたします。
- ※「7 療養食加算」は、医師の指示に基づき、療養食を提供した場合に、1日につき3回を限度として算定いたします。
- ※「8 認知症行動・心理症状緊急対応加算」は、医師が認知症のため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した方を受け入れた場合に算定いたします。
- ※「9 若年性認知症利用者受入加算」は、若年性認知症を有する方を受け入れ、利用者ごとに介護等担当者を決めて対応させて頂いた場合に算定いたします。
- ※「10-1 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）」は、介護職員のうち介護福祉士の資格を有した者が80%以上おり、かつ勤続年数10年以上の者が35%以上いる場合に算定いたします。
- ※「10-2 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）」は、介護職員のうち介護福祉士の資格を有した者が60%以上いる場合に算定いたします。
- ※「10-3 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）」は、介護職員のうち介護福祉士の資格を有した者が50%以上いる場合か、もしくは介護職員と看護職員の合計人数のうち、常勤職員の割合が75%以上か、もしくは介護職員と看護職員の合計人数のうち、勤続年数7年以上の者が30%以上いる場合、いずれかに回答する場合に算定いたします。
- ※ サービス提供体制強化加算を算定する場合は、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）のいずれか1つを算定いたします。
- ※「11-1 認知症専門ケア加算（Ⅰ）」は、入所者のうち、認知症の症状がみられる割合が50%以上で、所定の研修を修了した職員を配置し、定期的に会議を開催している場合に算定いたします。
- ※「11-2 認知症専門ケア加算（Ⅱ）」は、入所者のうち、認知症の症状がみられる割合が50%以上で、認知症介護指導者養成研修等を修了した職員を配置し、定期的に会議を開催している場合に算定いたします。
- ※「12-1 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」は、基本料金と各種加算を合計した金額に140/1,000を掛けた金額で算定いたします。
- ※「12-2 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）」は、基本料金と各種加算を合計した金額に136/1,000を掛けた金額で算定いたします。

■その他の費用は、以下の通りです。

(3) 食事の提供に要する費用

●基本料金

1日あたり	1日の食ごとの額	
1,700円	朝食	400円
	昼食	650円
	夕食	650円

ア（特定）保険負担限度額認定証の提示

利用者が保険者より（特定）保険負担限度額認定証の交付を受け施設に提示した場合には、提示した日の属する月の初日から、当該認定証の記載されている食費の負担限度額とします。

- イ 利用開始・利用終了時等における食費の負担額  
利用開始・終了の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日あたりの額とします。(全ての食事を摂らない場合を除く。)
- ウ 利用者の意向による食事を摂らない場合の取り扱い  
特別な場合を除いて、前項アおよびイを適用した額とします。(1日全ての食事を摂らない場合を除く。)
- エ その他  
アの介護保険(特定)負担限度額認定証の交付については、世帯の課税状況や利用者収入に応じた利用料の減額制度です。その手続きについてはご相談ください。

(4) 居住に要する費用

●基本料金 1日あたり 2,160円です。

ア(特定)保険負担限度額認定証の提示

利用者が保険者より介護保険(特定)負担限度額認定証の交付を受け施設に提示した場合には、提示した日の属する月の初日から、当該認定証の記載されている居住費及び滞在費の負担限度額とします。

イ 利用期間中の外出等における居住費の取り扱い

利用期間中に外来受診、外出時等で居室を使用しない場合であっても、利用者が利用する居室を利用者のために確保している場合には、利用者は居住費を負担します。ただし、アのただし書きに該当する利用者は、当該(特定)保険負担限度額認定証の示す額を負担いただきます。

ウ その他

アの介護保険(特定)負担限度額認定証の交付については、世帯の課税状況や利用者収入に応じた利用料の減額制度です。手続きについてはご相談ください。

(5) 利用者が選定する特別な居室の提供に関する費用の額

利用者の負担はありません。

(6) 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

予め入居者の選択により事業者が提供する食事に換えて外食、注文食等を利用した場合の料金は、直接に当該事業者へお支払いいただきます。事業者は、外食、注文食等に換えられた食ごとの料金を控除します。届出がなかった場合は、通常の提供通りの食ごとの料金を負担していただきます。

(7) その他自己負担となるもの

ア 生活支援費

利用者またはご家族の依頼を受け、預り金(現金)の管理として、金銭出納が生じたときその回数(日を単位とします。)あたり180円をご負担いただきます。(出納がない場合でも現金をお預かりした場合を含みます。)

イ 日常生活品等の支援費

・テレビの設置、貸与

予め利用者の選択により、居室にテレビを設置、利用する場合の費用

a 持ち込みによる使用料 無料

b 事業者の貸与による使用料 1日につき 100円

※施設設備の都合、衛星放送等地上波放送以外の視聴は出来ません。

※テレビに付加される映像およびイヤホン等を除く音響機器の持ち込みは出来ません。

※持ち込みの場合について

設置および管理は、全て利用者および家族等の持ち込みを行った者の負担によるものとします。設置について、事前に搬入出、必要な付属品その他テレビ台等の準備について、ご相談ください。



ウ 理美容代

実費（理美容事業者へ直接お支払いください。）

エ 利用者の嗜好品の購入、行事への参加費など諸々費用

実費（販売事業者へ直接お支払いください。）

オ 記録等の複写物に関する費用

サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1複写につき10円です。

カ キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

- ・利用前日までに利用中止のご連絡頂いた場合 無料
- ・利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合（連絡なき場合を含む） 500円

(8) 基本料金の軽減措置（(7)に定めるその他自己負担となるものは除く。）

社会福祉法人による利用料軽減制度がございます。住所地の市町村にご相談ください。

(9) 支払方法

ご利用月の翌月15日までに当月料金の合計額を請求しますので、原則として、口座振替の方法でお支払いください。振替日は請求月20日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）に振替えます。ただし、口座振替の手続き完了までの期間その他の事情で銀行振替ができない場合には、事業所よりお知らせする期限までにその金額を指定の口座（お知らせに記載）に振り込んでください。別途、振込手数料がかかります。お支払いいただきますと領収書を発行します。

7 サービス利用の終了について

(1) 利用者のご都合でサービスを終了される場合

終了を希望する日の前日午後5時までに、連絡をしてください。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了し、以降の予約はできません。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）または要介護の区分と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

(3) その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず振込指定日より15日間以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対してサービス提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービスの利用を終了していただく場合がございます。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、サービスの利用を終了していただく場合がございます。

8 当施設について

(1) 運営の方針

「長く生き共に楽しむ園」を基本理念に、伝統と実績を携えて、サービスの提供に努めています。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

①生活時間（起床・消灯（就寝）時間）

利用前後の居宅における生活との連続性に配慮した支援を実施致しますが、他の利用者への配慮、設備管理へのご協力をお願いするべく、下記の通りを生活時間の目安としてご協力をお願い致します。なお、この時間を目安とした夜間、深夜および早朝のテレビ、ラジオ等の音響を具える機器の使用は、原則お断りいたします。

- ・起床時間のめやす 5:30以降
- ・消灯時間のめやす 21:00
- ・館内共有部等の照明・空調の省力化 20:00

②ご面会等におけるご家族様等の来園について

- \*施設への来園は原則、事前に予約が必要です。感染症の拡大予防、来園者の分散化にご協力をお願いします。
- \*感染症拡大防止、館内でのまん延予防のため、来園される方に心身の不調が認められる場合は、入館をお断りいたします。
- \*施設入館時は、健康確認を行わせていただきます。記述式の質問への回答、測定器を使用した確認にご協力をお願いします。

(面会)

- \*原則、予約制となっています。

電話等により、事前に入居者の健康状態や感染症対策などによる入館制限の状況等についてお問い合わせください。

- \*時間は、10:00から16:00までの間とします。施設からの要請や緊急時は、この限りではありません。なお、入居者の健康状態や感染症対策により、時間の指定を行う場合があります。ご希望の時間に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
- \*面会場所に限りがありますので、多人数様での面会はお断りしています。予めご了承ください。感染症等罹患予防の点から、居室、ユニット内への入館はご遠慮ください。
- \*入居者の当日の心身状況、体調の都合で面会をご遠慮いただく場合があるほか、個別定時に、必要な支援を実施する場合がありますので、時間帯や面会時間にご協力をお願いいたします。なお、面会途中に入居者の帰宅または面会の終了をお願いする場合があります。
- \*上記のほか、感染症対策や行政機関からの指導等により入館、面会について制限を行う場合があります。なお、インターネット回線を使用したオンライン通話（事業者が指定する通話アプリを使用します。）が利用できます。詳しくは、相談窓口までお問い合わせください。

③外出

外出をされる場合は事前に事務室に申し出を頂き、受付カウンターにて外出票の記入、届出をお願い致します。

④飲食物

飲食物をお持ちの際には、ご本人にお渡しになる前に従業員にお伝えください。（医師の指示により、控えさせて頂く場合もあります。）原則、飲食物の管理は衛生管理および健康管理上、事業者において管理させていただきます。

⑤喫煙、飲酒

飲酒、喫煙ともに他の入居者に迷惑にならない範囲で可能ですが、服薬その他医師の指示、健康管理上不適切と判断される場合にはご遠慮いただく場合がございます。必ず、事前に申し出をお願いします。また、他の入居者の支援の都合により、その時間や量等は、医師指示の範囲であってもさらに事業者が制限させていただく場合があります。喫煙は、屋外の所定の場所で行います。ご希望の際は、受付までお申し出ください。「健康増進法の一部を改正する法律」等により、当施設は「第二種施設」に区分されます。当施設では、受動喫煙対策として居室、ロビー、各所ご面会場所を含む館内、また加熱式たばこ等その種別を問わず禁煙とさせていただきます。

⑥設備、器具の利用

居室の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により、破損等が生じた場合賠償して頂くことがあります。

⑦金銭貴重品の管理

高額の金銭や貴重品の持ち込みはご遠慮頂いております。紛失等が生じてても責任は負いかねます。通帳、印鑑の保管・管理については事務所にてご相談を承っております。また、施設内での金銭のやりとりはご遠慮ください。

⑧身の回り品の持ち込み

設置、保管できるスペースに限りがございますので最小限にお願い致します。家電製品の持ち込みは原則、テレビ、ラジオ等の映像情報機器、ひげそり等の整容機器、携帯電話等の通

信機器のみとし、その他冷蔵庫や電気ポット、冷暖房器具等の電化製品の持ち込みはご遠慮下さい。なお、持ち込み可能とする機器についても、防災管理、健康管理上の点から利用者の管理、また通常の支援における事業者管理において適切に行えないと判断される場合については、ご遠慮いただく場合がございます。

⑨受診について

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応していただきます。ただし、利用開始後、必要に応じて健康状態を把握するため、協力病院、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。（介添えが必要な場合にはご相談ください。遠方の場合には費用がかかる場合があります。）

⑩宗教活動について

他の利用者の迷惑となる活動や行為はご遠慮頂きます。

9 緊急時の対応方法

利用者の状態が急変した場合は、嘱託医、協力病院に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族や保証人等の方に速やかに連絡いたします。また、サービス提供により事故が発生した場合は、これらの連絡のほか、市町村、関係機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、その賠償について必要な手続きを行います。なお、主治医への連絡をご希望の方は事前にお申出下さい。

10 協力医療機関等

●協力医療機関

名称 医療法人社団 三愛会 君塚病院  
住所 千葉県茂原市高師 2-8

11 守秘義務に関する対策

施設および従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保守します。また、従業者については退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者雇用契約の内容としています。

12 防災対策

- \*防火管理者 講習受講者を配置しています。
- \*防災設備 鉄骨造（耐火造）の建物内に火災報知器、消防署への自動通知装置、スプリンクラー、消火栓、消火器を設置しています。カーテン寝具等は防災（難燃）性能のあるものを使用しています。
- \*防災訓練
  - ・避難誘導訓練等を年3回以上（うち1回は、長生郡市広域市町村圏組合消防本部等の支援協力あり）実施します。
  - ・地震や台風など自然災害の発生を想定した訓練を実施します。
- \*その他
  - ・本体施設、法人事業施設との防災協力体制がございます。
  - ・感染症の罹患およびまん延予防、また館内における感染症罹患者の発生を想定した対応訓練を実施します。
  - ・災害による被災、また館内において感染症がまん延した場合を想定したサービス提供、事業の継続に関する訓練、研修を行います。

13 サービス内容に関する相談・苦情

①当施設が提供するサービスについての相談窓口（受付時間 8:30～17:15）

担 当		連絡先
生活相談員	吉野 雅恭	0475-20-2288
苦情解決施設責任者	和田 実佳	0475-20-2288

②事業者以外に、苦情解決第三者委員（事務所入り口に氏名、住所、電話番号を掲示してあります。）、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

### 【各相談の窓口】

機 関 名		電話番号
千葉県	国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	043-254-7428
	千葉県運営適正化委員会 (福祉サービス利用者サポートセンター)	043-246-0294

#### ●長生圏域の相談の窓口

機 関 名		電話番号
茂原市	高齢者支援課	0475-20-1572
	茂原市みなみ地域包括支援センター	0475-20-2626
	茂原市もばら地域包括支援センター	0475-22-3007
	茂原市ちゅうおう地域包括支援センター	0475-26-7525
	茂原市ほんのう地域包括支援センター	0475-36-2123
一宮町	福祉健康課	0475-42-1431
白子町	健康福祉課	0475-33-2113
長生村	福祉課	0475-32-2112
長南町	福祉課	0475-46-2116
長柄町	健康福祉課	0475-35-2414
陸沢町	健康保険課	0475-44-2504

#### 1 4 法人の概要

法人種別 社会福祉法人  
 法人名称 社会福祉法人 長生共楽園  
 代表者氏名 理事長 林 信 廉  
 所在地 千葉県茂原市下永吉2, 812番地  
 電話番号 0475-22-1888

#### 定款の目的に定めた事業

- 1 養護老人ホームの設置経営
- 2 特別養護老人ホームの設置経営
- 3 老人短期入所事業
- 4 老人デイサービス事業
- 5 老人居宅介護等事業
- 6 老人介護支援センターの設置経営
- 7 居宅介護支援事業
- 8 地域包括支援センター（委託事業）
- 9 介護予防支援事業

令和 年 月 日

介護保険ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用にあたり、利用者に対して契約書並びに契約書別紙および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	千葉県茂原市下永吉2667番地5		
	事業名	特別養護老人ホーム 第二長生共楽園ひめはる (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)		
		施設長	和田実佳	印
	管理者職氏名	施設長	和田実佳	印
	説明者			印

令和 年 月 日

利用者並びに保証人は、契約書並びに契約書別紙および本書面により、事業者から特別養護老人ホーム 第二長生共楽園ひめはる（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）についての重要事項の説明を受けました。

利用者

〒

〈 住 所 〉

〈 氏 名 〉

印

(契約署名代理人)

〒

〈 住 所 〉

〈 氏 名 〉

印

〈利用者との続柄〉  
保証人 等  
(身元引受人)

〒

〈 住 所 〉

〈 氏 名 〉

印

〈利用者との続柄〉

(連帯保証人)

身元引受人に同じ

〒

〈 住 所 〉

〈 氏 名 〉

印

〈利用者との続柄〉